

反差別論からレーニン主義との対話(＝止揚試論)

前々回の巻頭言で、レーニンとローザの対話をとりあげたのですが、ここで、いくらか重複しつつ、レーニン自体のとらえ返しを試論的にとりあげます。

レーニンは最初に「社会主義」を定立したとされる「ロシア革命」の指導者とされています。ですが、レーニン自身が新経済政策を採用するとき、「これは国家資本主義だ」と規定しています。そして、わたしは反差別という地平から、運動論・「組織」論をとらえ返すのですが、レーニンの党組織論は、反差別という地平からはあり得ないのです。

レーニンの時代の時代規定性とレーニン運動論・組織論の現在的とらえ返し

レーニンは、アメリカの「社会主義」志向のジャーナリスト・ジョン・リードのインタビューに答えて、「民主主義的方法で革命をしようとする」と百年かかる」という話をしています。それはジョン・リード『世界をゆるがした十日間〈上〉〈下〉(岩波文庫)』1957に出てくるのですが、そのインタビューのことは、トロツキーの『ロシア革命』にも出てきます。「百年かかる」と言ったことが百年を過ぎてどうなったのでしょうか？

そもそも、ロシア革命は「社会主義」的定立に失敗し、結局国家資本主義の防衛ということにしかならなかったのに、それを「社会主義国家」の防衛と言い募り、核戦争での人類の破滅の危険性をはらみつつ、帝国主義間の冷戦構造にとらわれていったのです。

レーニンの時代の時代制約性ということもありました。当時の帝政ロシアの支配の暴力性はヨーロッパの中での群を抜いていました。また、そのことに規定されて、マルクスが『ドイツ・イデオロギー』の中で展開した国家＝幻想共同体という規定を、『ドイツ・イデオロギー』が「鼠にかじらせるに任」せられ、出版が二人の手でなされなかったおかげで、レーニンはその存在を知らず、それでも、マルクスが書簡の中でその規定を展開しているのを、レーニンは書き記しつつも、暴力性の大きさという中で軽視・脱け落としてしまったようなのです。また、民主主義そのものが、繰り返し利益誘導とイデオロギー・情報操作によって歪められ、機能してこなかった歴史もあるのです。資本主義的グローバリゼーションは行きつくところまでいって、資本主義の終わりの始まりになっているのですが、戦争とファシズムによるリセット的繰り返しが成されていくのです。そのことに対峙する鍵は、反国家主義と反差別ということなのですが、そのことがきちんと理論化されてこなかったのです。

レーニンの「差別＝階級支配の手段(道具)」論批判

もう一つの問題があります。資本主義の止揚の鍵となる差別のとらえ方で、レーニンはそもそも間違っていたのです。そして、「マルクス主義者」総体が差別の問題を対象化できてこなかったという歴史もあるのです。レーニンの時代で差別としてとえられていたのは、貧富の問題と民族・人種問題と性差別位でした。しかも、当時のマルクス主義者は階級の問題を軸に据え、実は、二重に物象化された労働力の価値付けというヒエラルヒー的な差別の問題、生産手段の所有からの排除という資本―労働関係ということを出発点とし

て押さえていず、差別とは階級支配の手段であると、差別を階級問題の外部化したのです。そもそも差別の問題が差別を物象化した「人権」という概念で、しかも「天賦人権論」というキリスト教的概念でとらえられることで、問題の所在が曖昧化されていったのです。で、時には「野蛮の文明化」という名で帝国主義支配の手段的に使われ、またマイノリティという数の問題に矮小化され、とらえにくくされていたのです。労働—階級問題で差別の問題をとらえ返すと、むしろマジョリティの問題になるし、男女間の差別ということではほぼ同数です。それを「数」を「力」の問題への擦り換えることがおこなわれてもいます。労働—階級問題で差別をとらえ返すと、差別は差別の手段であるという同義反復になります。

今日、「マルチチュード」とか「サヴァルタン」概念から差別の問題をとらえ返す作業も出てきています。労働問題も含んだ被差別者の反差別運動の意義が浮上してきているのです。

レーニンの民族自決権の虚構

前々回の巻頭言で、ローザとレーニンの対話をとりあげました。で、民族問題に関しては、「マルクス主義」の主流派では、レーニンが正しくローザは間違っていたとする主張で、わたしもその主張の囚われから抜け出せていなかったのですが、「そもそもレーニンの「民族自決権」は虚構だった」という意見に収斂しそうです。もっと言えば、民族概念自体も共同幻想的なことで、「虚構」という論理さえ出てきます。しかも、「国民国家」という概念に囚われているのです。マルクスの国家＝幻想共同体規定からのとらえ返しも必要になってきます。その延長線上に、民族問題を措定することも必要になってきます。そもそも、むしろ民族自決権など「社会主義国家」という国家資本主義においては、定立したことなどなかったのではないのでしょうか？ レーニンの中央集権制や革命の防衛の第一義性において、民族自決権は「できるときは、尊重する」程度の事でしか無かったのです。レーニンが死を間近にして、スターリン批判でスターリンが自分の出自のグルジア(ジョージア)の民族自決権を踏みにじったとレーニンが批判していたのですが、むしろ、スターリンには、レーニンの民族自決権より「革命」中央政府の防衛を優先させる路線で事を進め、レーニン自身が自己矛盾に陥っているという反批判があったのではないかと、類推しえるのです。

マルクスまで溯る理論の差別的限界と後期・晩期止揚問題

そもそも、マルクスは50年代以前は、インドの植民地支配を「野蛮の文明化」というヨーロッパの「オリエンタリズム」的とらえ方をしていたのです。アイルランド問題(大英帝国のアイルランドの植民地支配的とらえ返し)や「古代社会ノート」そして、ロシアのミール共同体のとらえ返しなどを経て、後期マルクスの転換のようなことが起きて行きました。その中に、マルクスの反差別的転換のきざしのようなことが見て取れるのですが、エンゲルスは自分の連れ合いがアイルランド人だったのに、アイルランド問題についてきちんと語っていません。レーニンは、マルクス主義の解説者たるエンゲルスの展開の枠内にあり、

マルクスのそのような転換のきざしを押さえていないのです。今日、「マルクス・エンゲルス全集」（今、多くの人が『全集』としてとらえているのは、実は「著作集」にすぎないとして）の編集作業が世界的共同作業としてなされてきて、そのあたりが少しずつ明らかになってきているのですが、その作業を反差別という観点からとらえ返していく作業が今必要になっています。

新たな運動(「組織」)論の構築へ向けて—レーニン主義の止揚のために

そもそも、マルクスの「労働者解放の主体は労働者階級自体である」という規定があり、またマルクスらの「新しい社会の機構は旧い機構をそのまま使えない」というような規定を押さえた、(労農) ソヴィエトとしてせつかく新しい機構を生み出していたのに、レーニンの現実主義は、それをお題目にして内実的にはかなぐり捨て、党の独裁にすり換えて行ったのです。また、プロレタリア革命を「外部注入論」と批判される、革命的インテリゲンチヤによる党の独裁に踏み込んで行ったのです。そして、党の独裁ということ、秘密警察という帝政ロシアの機構をスライドさせて、反対派の抑圧・弾圧に用いました。中央集権制や分派の禁止なども反差別論的にはあり得ないことなのです。

反差別の運動の中で、いろいろ反差別の概念で出てきていることがあります。たとえば、フェミニズムの「誰も代表しない、代表させない」という提起や、反差別という内容をもった市民運動の中で、代表制など措かないで、事務局体制で運営していくという態勢などがあり、しかも事務局会議に出席するものが事務局員だというような運動・グループ展開など起きています。まあ、行政・官僚的機構との交渉過程でそのまま維持できないこともあるのですが、反差別の運動の原理・原則ということでの、現実的には臨機応変的な必要性があるにせよ、その原理・原則を貫いて行けばどのような新しい反差別ということに合った運動・グループつくれるのか、という可能性も考えられます。

反差別の運動における当事者主体という概念は、マルクスが喝破した「労働者解放の事業は労働者自身の事業である」ということに起源を求めることができるのです。そこから、レーニンの革命的インテリゲンチヤによる党独裁ではなく、反差別的被差別者当事者主体の運動概念が出てきます。代表制自体の止揚も必要ですが、もし過渡的に代表制を措くならば、代表しうるのは当事者として、被選抜者は被差別者当事者、その課題で反差別運動を担っている当事者に限定し、インテリゲンチヤはサポートに廻ることです。勿論、被差別当事者といっても被差別と課題毎当事者は違って来るわけで、そのことを総体的にとらえることが、個別課題でどこまででるのかの課題も出て来ます。反差別の概念の「総体的・相対的」ということが必要になってくるのです。自らの個別被差別の課題から運動的に担いつつ、総体的・相対的にとらえたインテリゲンチヤということも可能性として起きてきます。ローザが自らの被差別課題に具体的に取り組まなかった意味も、個別被差別中心主義に陥らないためにということがあるのではと考えたりしています。そういうところで、現在の党とか党派とか言われていることが、「前衛」という概念ではなくて、むしろ「後衛」ということで必要になるのかもしれない。

パリ・コミューンや全共闘運動や運動のネットワーク的展開など、むしろ民衆的運動の中で示されてきた運動—組織論もあります。それらのことの総体的・相対的とらえ返しが必要になってきています。特に、戦争とファシズムの隆起の中で、反差別ということに根差した運動形態ということが問われています。

とりあえずの試論的な提起として文を起こしました。

(み)

(「反差別原論」への断章」(109) としても)